

高砂市骨髓等移植ドナー支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、高砂市骨髓等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、ドナーの経済的な負担の軽減及び骨髓等の移植の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった者であること。
- (2) 骨髓等の提供が完了した日が令和5年4月1日以降であり、かつ、骨髓等の提供が完了した日及び申請時に市内に住所を有する者であること。
- (3) 市税に滞納がない者であること。
- (4) 過去に県内の他の市町から、この要綱による助成と同種の補助を受けていない者であること。

(対象となる経費)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる経費は、骨髓等の提供に係る次に掲げる通院、入院又は面談（これらの事項が骨髓等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に対するものである場合を除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、20万円を上限として、前条に規定する経費の実績に相当する金額とする。

(助成の申請)

第5条 第2条に規定する助成対象者で助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、骨髓等の提供が完了した日から1年以内に、

高砂市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (2) 骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類の写し
- (3) 助成金の振込みを希望する金融機関の通帳等の写し（振込みを受ける者のカナ名義及び口座番号が確認できる部分に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、助成の実施及び審査のため必要があると認めたときは、高砂市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書の記載事項について、当該申請をした者（以下「申請者」という。）、診療を行った医療機関等に対して、意見を聴取することができる。

（助成金の支給決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、助成金を交付するものと決定したときは、高砂市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないものと決定したときは、その理由を付した高砂市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付不承認通知書（様式第3号）を速やかに申請者に送付するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。